

民間木造住宅にかかる 耐震改修費補助制度



【対象】 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造住宅(枠組壁工法、2×4工法を除く。)

〈一般型〉 ▶ **上限120万円**※1

対象： 無料耐震診断の判定値が①または②に該当

① 0.7未満→1.0以上

② 0.7以上1.0未満→0.3加算した数値以上

※ 所得税の税額控除、固定資産税の減額の対象となる場合があります。



〈段階型〉 ▶ **上限60万円** (2回合計上限120万円)

NEW!

対象：

【1段階目】 無料耐震診断の判定値が①または②に該当

① 判定値0.4以下→0.7以上1.0未満

② 各階判定値が1.0未満の2階建ての住宅→1階を1.0以上

【2段階目】 1段階目の耐震改修費補助を受けた住宅の判定値を1.0以上

〈簡易型〉 ▶ **対象経費の2分の1、上限30万円**

対象： 無料耐震診断の判定値が

1.0未満→0.1加算した数値以上にする工事で、耐震上有効なもの

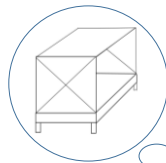
〈耐震シェルター等整備費補助金〉

・ 耐震シェルター ▶ **上限30万円**

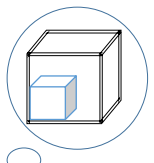
・ 防災ベッド ▶ **上限15万円**※1

※1 購入、運搬、整備及び床の補強に要する費用。
この費用が上限を下回る場合は、その金額となります。

「防災ベッド」



「耐震シェルター」



対象： 無料耐震診断結果の判定値が1.0未満のもの

身体障がい者手帳等をお持ちの方又は、高齢者の方が居住する住宅

(対象となる耐震シェルター等は建築課までご相談ください。)

診断から支払いまでの流れ

※ 必ず工事に取り掛かる前に申請手続きを行ってください ※

耐震診断



耐震診断

安城市が実施する**無料耐震診断**(診断がお済みでない方)判定値が**1.0未満**であることが条件となります。

補強計画
(耐震改修)

工事業者(建築士や施工業者など)に依頼して補強計画を作成してください。

※建築課の窓口で「過去に実績のある業者一覧」が閲覧できます。また、**愛知県地震対策推進協議会**のホームページで施工業者等を閲覧できます。

愛知県地震対策
推進協議会



交付申請

令和6年12月末までに補助金等交付申請書を提出してください。
※必ず工事に取り掛かる前に申請してください。

契約
工事着手

補助金等交付決定通知書を受けてから契約を締結し、申請書の内容に基づいて工事を行ってください。

工事完了

実績報告書
提出

工事完了後、**令和7年2月末まで**に実績報告書を提出してください。

補助金額の
確定

※耐震診断又は耐震改修を途中で中止した場合や、予定通り完了せず期限内に手続きができなかった場合には、補助金を交付できないことがありますのでご注意ください。

補助金交付

書類審査後、市から指定口座へ補助金を振り込みます。

★ 代理受領制度も使用できます

申請者が補助金の受領を工事業者へ委任することで、補助金相当額が工事費の支払いから控除される制度です。

建物を所有する方
など(申請者)

①工事費(補助金相当額を除く)
支払い〇〇万円

工事業者

②補助金交付
△△万円※

安城市

※工事費の支払いを
確認後に支払い

【問い合わせ先】
安城市役所 建築課 建築指導係
(電話 0566-71-2241)



Webサイトは
こちらから!!